

2月NEWS

【1】税制情報

先月に引き続き税制改正の大綱の内容をお知らせいたします。今回は法人課税の概要を記載致します。

【法人課税】

① 成長志向の法人税改革

○法人税率の引下げ等

	平成 27 年度		平成 28 年・ 29 年度	平成 30 年度
法人税率	23.9%	⇒	23.4%	23.2%
法人事業税所得割※	6.0%		3.6%	3.6%
(参考) 国・地方の法人税実 効税率	32.11%		29.97%	29.74%

※平成 28 年度までは、地方法人特別税を含む

○課税ベースの拡大等

- ・租税特別措置の見直し
- ・減価償却の見直し（附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化） 等

② 租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制の縮減・廃止
- 環境関連投資促進税制の見直し（売電用の太陽光発電設備の除外等）
- 雇用促進税制の見直し（対象地域・対象雇用者の限定） 等

③ 地方法人課税の偏在是正（平成 29 年度～）

- 法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人特別税の税率の引上げ
- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止
- 法人事業税交付金の創設

④ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地域再生法の改正を前提に、地方公共団体の行う同法の認定計画に記載された一定の事業に関連する寄附金を支出した場合の税額控除を創設

⑤ 復興支援のための税制上の措置

復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、一定の見直しを行いつつ、適用期限を 5 年延長（その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和） 等

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成 28 年度 税制改正大綱」を参照して下さい。

【2】 2月の主な税務

2月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限等	内容
2月10日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月29日	12月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	6月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（10月決算法人は2ヶ月分）

【3】 スタッフの一言

税理士事務所としては忙しい季節になってきました。体調管理をしっかりと行い、無事にこの時期を乗り切れるように頑張ります。

中尾